品川区地域防災計画（修正素案）に対するご意見の要旨と区の考え方

No.	ご意見	品川区地域防災計画への反映		ご意見に対する区の考え方
		変更の有無	変更しない理由もしくは、変更方針	
1	「消防車がまともに走れない道路が多く存在する（例：下神明天祖神社周辺の道路）ため、引き続き周辺道路の拡張を継続する」	有	以下の項目の「図表2-1の内容を一部修正」。 第2編　震災編【震-2-8、11】 第2部　安全なまちづくり　予防対策 第1　地域特性に応じた防災都市づくり 3　木密地域における防災性の向上	人々の生活に密接した道路は、歩行者や自転車、車などの交通のためだけではなく、震災時の避難や消防、救急活動といった防災上の機能や建物相互間を一定距離確保することで、日照や通風、景観など居住環境を向上させる役割を担っております。このような機能を充分発揮させるため、建築基準法では、最低4m未満の道路は、建替えにあわせセットバックし、4mの道路幅員を確保することとしています。区ではこの道路拡幅に向け、細街路拡幅整備事業を行っており、引き続き取り組みを進めてまいります。また、密集住宅市街地整備促進事業を実施している地区では、避難や緊急車両の通行に重要な道路を防災生活道路に位置付け、幅員6mへの拡幅整備を行なっております。
2	「電柱が多すぎて倒壊が懸念され、また緊急車両の妨げとなるため地中化や電柱の最新化（本数が少なくて済む高度な電柱への入れ替え）を進めてほしい」	有	以下の項目の「（2）アの内容を一部修正」。 第2編　震災編【震-2-13】 第2部　安全なまちづくり　予防対策 第1　地域特性に応じた防災都市づくり 4　安全で安心な避難ができるまちづくり （2）避難所へのアクセス道路の確保 ア　避難所周辺の狭あいな道路における道路空間の確保検討	都市計画道路の整備や再開発など様々な機会を捉え無電柱化を進めております。区内には狭い通路が多く、無電柱化するためには様々な技術的課題があることから、国や都の動向に十分注視し検討してまいります。
3	「通信ネットワークが従来よりもインフラとしての重要度を増しているため、緊急時に使用できるWifiスポット・衛星通信の確保」	有	以下の項目に「10　通信インフラの整備」を追記。 第2編　震災編【震-5-8】 第5部　情報通信　予防対策 第1　情報通信連絡手段の整備	通常時は区への誘客や地域のにぎわい創出につなげるとともに、震災など緊急時の通信手段の確保を目的として、フリーWi-Fiを導入しています。大井町駅や大崎駅などの主要駅前を始め、広域避難場所となる大規模公園や総合庁舎、地域センターなどの公共施設へ設置を進めているところです。併せて、ケーブルテレビ品川が今後整備を計画している地域無線回線（地域BWA）とも連携・協力し、発災時の通信環境を強化してまいります。
4	「区の補助が無くてもできるような災害対策の啓発 消火器の設置、水や食料の補給、耐震・木造家屋の耐震化、古い塀の取り壊し、消火用の雨水などの備蓄、テントなどの購入・・・」	無	以下に記載済み。 第2編　震災編【震-2-38】 第2部　安全なまちづくり　予防対策 第2　初期消火体制の強化 2　消火器等の普及　　など各編に記載済み	各家庭における消火器の設置、水や食料等の備蓄など自助に基づく災害対策については、防災訓練や研修等様々な機会を捉え、啓発を行なっており、引き続き、区民等への啓発に努めてまいります。
5	「疎開先（姉妹都市や区民とつながりの深い地区）に避難先として準備」	有	以下に記載済みの内容を一部修正。 第2編　震災編【震-13-42】 第13部　区民生活の再建　応急・復旧対策 第1 応急仮設住宅の設置・供給 2　設営地の選定	災害時の協力協定に基づき、山北町（神奈川県）および早川町（山梨県）に対し、応急仮設住宅の用地およびその建築資材の供給並びに両町の施設における被災者の受け入れ要請を行うこととしています。
6	「災害発生時の治安悪化（強盗・家宅侵入など）の防止策・自衛策」	無	以下に記載済み。 第2編　震災編【震-7-40】 第7部　避難者対策　応急・復旧対策 第2 共同生活をする上での配慮 5　防火・防犯に係る留意事項	災害発生時、公共の安全と秩序の維持に関することは、警察機関が担うことになります。また、多数の人が出入りする区民避難所では、不審者等による犯罪や事件が起こりやすくなるため、女性や子ども等が被害にあわないよう、警察と連携し防犯意識の啓発、見回りを実施することとしております。
7	「知的、発達障害者の理解啓発を保護者も行っていかなければなりませんが、避難支援等関係者やボランティアへの周知をお願いしたいと思います。研修、ワークショップ等実施の際は、知的・発達障害者の理解啓発にも努めてください」	有	以下の項目の（1）要配慮者に対応した各区民避難所の運営体制づくりに①として追記。 第2編　震災編【震-7-26】 第7部　避難者対策　予防対策 第1　要配慮者の安全確保 5　区民避難所の設置都受け入れ体制の強化 （1）要配慮者に対応した各区民避難所の運営体制づくり	区民避難所で、要配慮者を受け入れるにあたっては、それぞれの特性を踏まえた対応が求められることから、平常時より要配慮者の特性の理解啓発に努めてまいります。
8	「知的障害者、発達障害者のため、カームダウンスペースの設置、個々の生活スペース・簡易トイレの設置なども必要になるかと思います」	無	以下に記載済み。 第2編　震災編【震-7-15】 第7部　避難者対策　予防対策 第3　避難所等の指定・安全化 3　区民避難所	要配慮者も、当初は区民避難所に避難を行うこととなりますので、一般の避難者との同居が困難な人およびその家族のために、区民避難所の一部を要配慮者用にあらかじめ指定しておくことが必要となります。引き続き、避難所毎で策定を進めている避難所運営マニュアルの具体化を図ってまいります。
9	「乳幼児栄養の備えとして、母乳栄養、混合栄養、人工乳について、それぞれの正確で詳細な情報を災害が起こる前に、乳児を育てている親に伝え、知ってもらうことが大切です」	無	母子保健活動の中で啓発に取り組む	災害時の乳幼児栄養の備えとして、災害時の母乳栄養、混合栄養、人工乳等の対処方法を、リーフレット類を使用する等して、母子保健活動の中で啓発に取り組んでまいります。
10	「乳児を育てている親のため、災害時は安心して授乳できる環境を提供できるよう、囲いを作る、母親同士が集うスペースを作るなど配慮をお願いします」	無	以下に記載済み。 第2編　震災編【震-7-19】 第7部　避難者対策　予防対策 第1　区民避難所の管理・運営体制の整備 3　区民避難所の設置、運営	区民避難所の運営において、管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等多様な視点に配慮してまいります。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、区民避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した区民避難所の運営に努める体制づくりを図ってまいります。
11	「人工栄養の場合は、自助として、自宅に物品を備えておくのが基本です。品川区にも人工乳の備蓄があるようですが、煮沸できる道具、軟水、紙コップまたは使い捨て哺乳瓶等の資機材の準備をお願いします。」	無	以下に記載済み。 第2編　震災編【震-7-26】 第7部　避難者対策　予防対策 第1　要配慮者の安全確保 5　区民避難所の設置都受け入れ体制の強化 第2編　震災編【震-6-6】 第6部　備蓄・輸送対策　予防対策 第1 食糧および生活用品等の確保 1 食糧および生活用品等の確保	被災乳幼児用に必要な調製粉乳や哺乳瓶を一定量備蓄するとともに、物資の調達体制の確立に努めているところです。また、区民向け啓発リーフレット「パパ・ママの立場で考える防災・減災ノート」で、粉ミルクや使い捨て哺乳瓶（紙コップ）を非常時に必要なものとして、備蓄をしていただくよう啓発も行っており、引き続き、啓発に努めてまいります。
12	「災害時は乳児を抱えた母親は栄養法にかかわらず、不安が大きいので、専門家や母乳育児経験のある母親などが連携して、母親の不安を和らげる活動も必要かと考えます」	無	以下に記載済み。 第2編　震災編【震-7-37】 第7部　避難者対策　応急・復旧対策 第1 区民避難所の開設・運営 1 区民避難所の開設および管理・運営	避難所、自宅、仮設住宅に滞在する被災者・要配慮者を対象として、保健師、栄養士等による巡回健康相談、心のケアの相談を実施することとしております。
13	「母乳で育てるか、人工乳で育てるかは選択の問題ではなく、常日頃から、母乳育児が安心して継続できるように社会全体で赤ちゃんと母親を支える仕組みが必要です。災害時に最も弱い赤ちゃんとお母さんにために、計画としてご検討くださいますよう、よろしくお願いします」	無	災害対策ではないため、本計画には記載しない。	保健センターでは、妊娠期面接、二人で子育て（両親学級）、マテニティクラス（母親学級）、母乳相談等の育児支援事業の中で、母乳育児の重要性について啓発しており、今後も引き続き啓発に努めてまいります。なお、社会全体で赤ちゃんと母親を支える仕組みについては、今後の課題としてまいります。